

# 秋田県公報

目 次

人事委員会規則

人事委員会規則二 四（人事委員会が管理する行政文書の公開等）の一部を改正する規則

選挙管理委員会告示

秋田県選挙管理委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）

地方労働委員会規程

秋田県地方労働委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）

## 人事委員会規則

人事委員会規則二 四（人事委員会が管理する行政文書の公開等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

人事委員会規則二 四（人事委員会が管理する行政文書の公開等）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 四（人事委員会が管理する行政文書の公開等）の一部を次のように改正する。

第一項中「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

める。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第一項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第一号の一」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同項第七号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第八条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十三条」を「第二十一条」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の二条を加える。

（情報公開審査会諮問通知書）

第十条 条例第十六条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（様式第十二号）によるものとする。

第六条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条第一項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第二条の一中「第九条第二項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（行政文書公開請求事案移送通知書）

第四条 条例第十二条第一項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書（様式第九号）によるものとする。

（行政文書の公開に係る意見照会書等）

第五条 条例第十二条第一項又は第二項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書（様式第十号）によるものとする。

2 条例第十二条第三項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書（様式第一号）によるものとする。

様式第一号中「第7条」を「第9条第一項」に、「件名」を「名前」に改める。

様式第一号中「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「公開をする」を「公開する」に、「件名」を「名前」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第七号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「件名」を「名前」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

第一条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

## 様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

## 行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年月日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
電話			
移送をした日	年月日		
移送をした理由			
請求を受けた実施機関の事務担当課	課	班	
電話			

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

## 行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年月日

様

秋田県人事委員会委員長

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

については、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、

年月日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年月日
条例第12条第2項第号適用 (理由)	
事務担当課	課 班 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

## 行政文書の公開に係る意見書

年　月　日

秋田県人事委員会委員長様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び  
(代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年　月　日

付け　号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一部	全部
公開決定に反対する理由	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	

## 様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書(第5条関係)

(A4判)

## 行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年月日付けの\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年月日
事務担当課	課 班 電話
この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、人事委員会に異議申立てをすることができます。	

## 様式第12号 情報公開審査会諮詢通知書(第10条関係)

(A4判)

## 情報公開審査会諮詢通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年月日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮詢しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容		
不服申立ての内容		
諮詢年月日	年月日	
事務担当課	課	班
備考	電話	

秋田県公報

「第6条の2」や「第8条」上記の回様式を様式紙七印に付す。  
様式紙七印に「第8条第1項」や「第10条第1項」上、「件名」や「名称」上記  
め、回様式を様式紙七印に付す。  
様式紙四印に「第8条第1項」や「第10条第1項」上、「件名」や「名称」上記  
め、回様式を様式紙四印に付す。

第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「条例第六条第一項の規定に基づき」を削り、「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第四号中「条例第六条の二の規定に基づき」を削り、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

様式第3回「件名」の「名称」に該する「件名」の「名称」を記入する。  
様式第3回「件名」の「名称」に該する「件名」の「名称」を記入する。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。  
この規則による改正前の規則二四（人事委員会が管理する行政文書の公開等）  
に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用すること  
ができる。

選挙管理委員会告示

秋田県選挙管理委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する  
規程をここに公布する。

秋田県選挙管理委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県選挙管理委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十二年秋田県選挙管理委員会告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第十七條」を「第二十三條」に、「管理する」を「保有する」に改め  
る。

め。ふたたび「おお、おお」と叫んで、おもむろに机の上に手を置いた。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第十条第二項」に改め、同条第一項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第一号の二」を「様式第三号」に改め、同

## 様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

## 行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年月日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
電話			
移送をした日	年月日		
移送をした理由			
請求を受けた実施機関の事務担当課	部	課	班
電話			

## 様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

## 行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

については、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、

年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項第 号適用 (理由)	
事務担当課	部 課 班 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

## 行政文書の公開に係る意見書

年　月　日

秋田県選挙管理委員会委員長様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び  
(代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年　月　日

付けて　号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一部	全部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

## 様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書(第5条関係)

(A4判)

## 行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年月日付けの\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年月日
事務担当課	部 課 班 電話
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田県選挙管理委員会に異議申立てをすることができます。

## 様式第12号 情報公開審査会諮詢通知書(第10条関係)

(A4判)

## 情報公開審査会諮詢通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県選挙管理委員会委員長

印

年月日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮詢しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮詢年月日	年月日
事務担当課	部 課 班 電話
備考	

条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第四号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第七条第一項中「第十三條」を「第三十一條」と改め、同条を第十一條として、同条の前に次の一条を加える。

開する」」、「件名」や「名称」」、「第8条第1項」や「第10条第1項」立候る、回送状を様式案に即して置く。

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。  
2 この規程による改正前の秋田県選舉管理委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

地方労働委員会規程

秋田県地方労働委員会規程第一号

- 秋田県地方労働委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

秋田県地方労働委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県地方労働委員会が管理する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十二年秋田県地方労働委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

卷之三

第三条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第一項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第一号の一」を「様式第三号」に改め、同

## 様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

## 行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県地方労働委員会会長

印

年月日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	電話		
移送をした日	年月日		
移送をした理由			
請求を受けた実施機関の事務担当課	課	班	
請求を受けた実施機関の事務担当課	電話		

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

## 行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年月日

様

秋田県地方労働委員会会長

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

については、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、

年月日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年月日
条例第12条第2項第号適用 (理由)	
事務担当課	課 班 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

## 行政文書の公開に係る意見書

年　月　日

秋田県地方労働委員会会長様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び  
(代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年　月　日

付け　号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一部	全部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

## 様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書(第5条関係)

(A4判)

## 行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県地方労働委員会会長

印

年月日付けの\_\_\_\_\_に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年月日
事務担当課	課 班 電話
この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田県地方労働委員会に異議申立てをすることができます。	

## 様式第12号 情報公開審査会諮詢通知書(第10条関係)

(A4判)

## 情報公開審査会諮詢通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県地方労働委員会会長

印

年月日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮詢しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容		
不服申立ての内容		
諮詢年月日	年月日	
事務担当課	課	班
備考	電話	

様式第2号「第8条第1項」や「第10条第1項」、「件名」や「名称」、  
「第6条の2」や「第8条」による、回数記入欄に記入する。  
様式第2号「第8条第1項」や「第10条第1項」、  
「件名」や「名称」による  
、同様式を様式第2号とする。  
様式第4号「第8条第1項」や「第10条第1項」、  
「件名」や「名称」による  
、同様式を様式第2号とする。  
様式第2号「第8条第1項」や「第10条第1項」、  
「件名」や「名称」による  
、同様式を様式第4号とする。  
様式第1号の「第8条第3項」や「第10条第3項」、「公開をする」や「公  
開する」、「件名」や「名称」、「第8条第1項」や「第10条第1項」による  
同様式を様式第1号とする。

## 附 则

- 1 1)の規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 1)の規程による改正前の秋田県地方労働委員会が管理する行政文書の公開等に關する規程に定める様式によつて作成された用紙は、次の問題の調整をつとめて使用する。いじだれぬ。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千五百円

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(0186)87-6666  
FAX印刷  
原松原繁雄  
mail:matsubara@matsubarainansatsu.com  
(0186)87-6666